

議 第 65 号

平成29年12月27日提出

#### 臨時代理の報告について

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

#### 記

平成29年11月22日臨時代理

議 第 350 号

平成29年11月30日提出

#### 熊本市立高等学校条例の一部改正について

熊本市立高等学校条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一史

#### 熊本市立高等学校条例の一部を改正する条例

熊本市立高等学校条例（昭和39年条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成28年度分」の次に「及び平成29年度分」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「平成29年度分」の次に「及び平成30年度分」を加える。

附則第4項中「平成28年度分」の次に「又は平成29年度分」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

平成28年熊本地震の被災者に係る平成29年度分の入学検査手数料及び平成30年度分の入学料を減免するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

(提出理由)

平成28年熊本地震の被災者に係る平成29年度分の入学検査手数料及び平成30年度分の入学料を減免するため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則第4条第1項の規定により臨時に代理したので、同条第2項の規定により教育委員会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立高等学校条例（昭和39年条例第40号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。</p> <p>2 熊本市立学校の授業料等徴収条例（昭和23年告示第68号）は、廃止する。</p> <p style="padding-left: 2em;">（平成28年熊本地震の被災者に係る入学検査手数料等の特例）</p> <p>3 平成28年熊本地震の被災者に係る平成28年度分<b>及び平成29年度分</b>の入学検査手数料<b>並びに</b>平成29年度分<b>及び平成30年度分</b>の入学料について、市長が特に必要があると認めるときは、これらを減免することができる。</p> <p>4 前項の規定により平成28年度分<b>又は平成29年度分</b>の入学検査手数料の減免を行う場合は、第5条第2項の規定は、適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。</p> <p>2 熊本市立学校の授業料等徴収条例（昭和23年告示第68号）は、廃止する。</p> <p style="padding-left: 2em;">（平成28年熊本地震の被災者に係る入学検査手数料等の特例）</p> <p>3 平成28年熊本地震の被災者に係る平成28年度分_____の入学検査手数料<b>及び</b>平成29年度分_____の入学料について、市長が特に必要があると認めるときは、これらを減免することができる。</p> <p>4 前項の規定により平成28年度分_____の入学検査手数料の減免を行う場合は、第5条第2項の規定は、適用しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。